

議案第51号

静岡市県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の制定について

静岡市県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例を次のように定める。

令和2年2月21日提出

静岡市長 田辺信宏

静岡市県営土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第87条の3第1項の規定に基づき静岡県が行う土地改良事業（以下「県営土地改良事業」という。）に係る法第91条の2第6項の規定による特別徴収金（以下「特別徴収金」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特別徴収金の徴収)

第2条 市長は、県営土地改良事業の施行に係る地域内にある土地につき法第91条の2第6項各号のいずれかに掲げる者が、法第87条の3第7項において準用する法第87条第5項の規定による当該県営土地改良事業の計画を定めた旨の公告をした日から、法第113条の3第3項の規定による当該県営土地改良事業の工事の完了の旨の公告をした日（その公告において工事完了の日が示された場合にあつては、その示された日）の属する年度の翌年度の初日から起算して8年を経過する日までの間に、法第91条の2第6項各号に定める場合に該当したときは、その者から、特別徴収金を徴収する。

2 特別徴収金は、一時に全額を徴収するものとする。

(特別徴収金の額)

第3条 特別徴収金の額は、県営土地改良事業に要する費用の額のうち、法第91条第6項の規定により市が負担する額に、当該特別徴収金の徴収に係る土地の面積の当該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地の面積に対する割合を乗じて得た額とする。

(特別徴収金の減額又は免除)

第4条 市長は、特別の理由があると認めるときは、特別徴収金を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。